

実用先進リハビリテーション研究会 会則

第1章 総則

<名称・定義>

第1条 本会は Practical & Innovative Rehabilitation Research Conference; PIRRC, Clinical & Innovative Rehabilitation Conference; CIRC の2つの関連研究会で構成され、実用先進リハビリテーション研究会（Practical & Innovative Rehabilitation Research Society）と表記し、その略称名を PIRRS とする。

第2章 目的及び事業

<目的>

第2条 本会は、中部地区の先進的なリハビリテーション医学・医療専門家が中心となって、中部地区、全国の関連諸機関と連携を図りながら、リハビリテーション医学における先進的研究、教育、臨床の発展に寄与することを目的とする。

<事業>

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) リハビリテーション医学・医療に携わる関連専門家の学際的交流の促進
- (2) リハビリテーション医学・医療の調査・研究の促進
- (3) リハビリテーション医学・医療における評価法・治療法開発の促進
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

<会員>

第4条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 一般会員：本会の目的に賛同する医療関係者
- (2) 賛助会員：本会の趣旨に賛同し、本会の活動を支援する個人又は団体
- (3) 特別会員：幹事会で推薦された本会の活動を支援する個人又は団体

<入会>

第5条 会員または賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を本会事務局に提出する。

2 入会年月日は入会申込書受理した日とする。

3 前藤田リハビリテーションリサーチカンファレンス（FRRC）、前藤田リハビリテーション関連施設臨床研究会（FRCRC）の会員であった者は本会会員とみなされ、新たな手続きを必要としない。

<権利義務>

第6条 会員の権利義務は、次項以下に定め、特別の場合を除き入会日をもって発生する。

2 会員の権利義務に関する次項は下記の通りである。

- (1) 会が主催する講演会、講習会、研究会などに出席できる。
- (2) 関連研究会に演題を応募できる。
- (3) 臨床、研究の問題について相談などの支援を得ることができる。
- (4) 上記(1)の会に出席する場合は所定の参加費を納めるなければならない。
- (5) 住所、氏名等に変更がある場合は速やかに届け出なければならない。

<会費>

第7条 一般会員の会費は無料である。

2 賛助会員の年会費は、1口50,000円とする。

<退会>

第8条 次の場合は退会とする。

- (1) 会員からの退会申出を本会事務局が受理したとき
- (2) 本会に著しい損害を与えたとき

第4章 役員

<役員>

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 役員 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 3名

<役員の選任>

第10条 会長は役員会における互選とする。

- 2 副会長は会長が役員の中から委嘱する。
- 3 監事は役員会が会員の中から委嘱する。
- 4 幹事は役員会が会員の中から委嘱する。
- 5 役員、監事、監事は任期毎に役員会の議決を経て選出する。

<職務>

第11条 会長は本会を代表し、本会の会務を統括する。

2 副会長は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは代行する。

- 3 監事は本会の事業、会計、投票、資産を監査する。
- 4 役員は役員会を組織し、本会の会務を議決し執行する。
- 5 幹事は代表の指示により事務局業務を統括する。

<任期>

第12条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

<解任>

第13条 役員は次の各号により解任することができる。

- (1) 役員会が解任を議決したとき
- (2) 会員の4分の3以上から文書による解任請求が提出されたとき
- (3) 心身の故障のため職務の執行に堪えることができないと認められたとき

<報酬>

第14条 役員の報酬は無給とする。

第5章 役員会

<招集>

第15条 役員会は代表が招集する。

- 2 役員会は会長、副会長、監事、役員、幹事をもって構成する。
- 3 役員会は必要に応じて随時開催する。

<定足数>

第16条 役員会はその構成役員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、定足数は委任状によるものを含める。

<討議事項>

第17条 本会運営上必要な事項はすべて役員会に付議するものとする。

<議長>

第18条 役員会の議長は会長が行う。

<議決>

第19条 役員会の議決は、本会の会則に定めがある場合を除き、役員会出席役員の過半数の議決によって行う。議決には委任状によるものを含める。賛否同数の場合は会長が決定する。ただし緊急を要する事項の決定はファックス又は電子メールを利用して議決することができる。

- 2 前項に関わらず、簡易な事項は会長が専決することができる。ただし、会長は専決した事項を役員

会に報告し、承認を得なければならない。

<議事録>

第20条 役員会は議事録を作成し、会員から要請があった場合は開示しなければならない。

第6章 財産及び会計

<運営資金>

第21条 本会の運営資金には、会費及びその他の収入をあてる。

<資産の管理>

第22条 本会の資産は、役員会の定める方法により代表が管理する。

<特別会計>

第23条 本会は特別会計を設けることができる。

<会計年度>

第24条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 研究会

<研究会>

第25条 本会は関連研究会（Practical & Innovative Rehabilitation Research Conference; PIRRC, Clinical & Innovative Rehabilitation Conference; CIRC）をそれぞれ年1回開催する。

2 一般会員、賛助会員、特別会員は研究会に参加できる。

3 前項以外の者は、研究会が定める参加費を納めるときはその期間中のみ特別参加者として参加することができる。

4 研究会参加費は会長が定める。

第8章 会則の変更及び解散

<会則の変更>

第26条 本会の会則は、役員会出席役員の3分の2以上の議決がなければ変更することができない。

<解散>

第27条 本会の解散は、役員会の議決を経て決定する。

2 解散後の残余資産は、役員会の議決を経て類似の事業を目的とする団体等に帰属する。

第 9 章 事務局

<事務局>

第 28 条 本会の事務局を置く。事務局の場所は下記に定める。

470-1192 愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1-98

藤田保健衛生大学医学部リハビリテーション医学Ⅰ講座

電話：0562-93-2167, ファックス：0562-95-2906

E-mail：rehabmed@fujita-hu.ac.jp

第 10 章 雑則

<施行細則>

第 29 条 この会則の施行に関し必要な細則は、役員会で定める。

<補則>

第 30 条 この規則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度役員会の定めるところによる。

附則 この会則は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

実用先進リハビリテーション研究会 役員

会 長	才藤栄一（藤田保健衛生大学医学部リハビリテーション医学Ⅰ講座 教授）
副会長	金田嘉清（藤田保健衛生大学医療科学部リハビリテーション学科 教授）
役 員	才藤栄一（藤田保健衛生大学医学部リハビリテーション医学Ⅰ講座 教授）
	園田 茂（藤田保健衛生大学医学部リハビリテーション医学Ⅱ講座 教授）
	金田嘉清（藤田保健衛生大学医療科学部リハビリテーション学科 教授）
	近藤和泉（国立長寿医療研究センター機能回復診療部 部長）
	小野木啓子（藤田保健衛生大学医療科学部リハビリテーション学科 准教授）
	土屋 隆（輝山会記念病院 理事長）
	松本隆史（花の丘病院 理事長）
	宇野甲矢人（宇野病院 理事長）
幹 事	加賀谷斉（藤田保健衛生大学医学部リハビリテーション医学Ⅰ講座 教授）
	早川美和子（藤田保健衛生大学病院リハビリテーション部 副部長）
	尾関 恩（藤田保健衛生大学医療科学部リハビリテーション学科）
監 事	小口和代（刈谷豊田総合病院リハビリテーション科 部長）
	米田千賀子（鵜飼リハビリテーション病院リハビリテーション科）